

理事の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人するが企画観光局定款第35条第1項の規定に基づき、公益財団法人するが企画観光局（以下「本財団」という。）の理事の報酬、期末手当及び勤勉手当の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において常勤の理事（以下「常勤理事」という。）とは、本財団の事務所を主たる勤務場所とする理事をいう。

(常勤理事の報酬等)

第3条 常勤理事に対して、報酬並びに期末手当及び勤勉手当を支給する。

2 報酬は月額とし、理事会が別表第1に基づき決定した額を支給する。

3 期末手当及び勤勉手当については、別表第2に基づき支給する。

4 報酬並びに期末手当及び勤勉手当の支給方法については、本財団職員の給与並びに期末手当及び勤勉手当の支給方法の例による。

5 前各項に規定する報酬等は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、費用とは明確に区分されるものとする。

6 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい報酬等とは明確に区分されるものとする。

(公表)

第4条 本財団は、この規程を、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第2項の規程に従い公表するものとする。

(改正)

第5条 この規程の改正は、理事会の決議により行うものとする。

(補則)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附則（平成24年8月21日理事会決議）

- 1 この規程は、公益財団法人静岡観光コンベンション協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、財団法人静岡観光コンベンション協会役員等の報酬等に関する規程は廃止する。

附則（平成29年6月7日理事会決議）

この規程の改正は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 24 日理事会決議）

この規程の改正は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1（第 3 条関係）

区 分	金 額
常勤理事	月額 350,000 円以内

別表第 2（第 3 条関係）

手当の名称	支給額
期末手当及び勤勉手当	月額報酬の 3 箇月分以内（合計）